

件名

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

提案理由

県立学校の学籍手続の電子化に伴う署名の廃止及び学籍手続に係る保証人の廃止等を行うため、埼玉県立高等学校通則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概要

1 現行規則の内容

学校教育法及び学校教育法施行規則に基づいて、埼玉県立高等学校の運営に関する通則を定めるもの

2 改正の内容

- (1) 学籍手続における氏名の記載方法について、署名を記名に変更する。
- (2) 学籍手続において保証人を求めないこととする。
- (3) その他規程の整備

(県立学校人事課)

3 施行期日

令和8年4月1日

その他規程の整備については、公布の日

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則の概要

1 改正内容

改正の内容

(1) 学籍手続の電子化に伴う署名の廃止

入学、休学、復学、退学、転学及び留学に係る手続の電子化に伴い、当該手続における氏名の記載方法を、自署を意味する「署名」から、自署に限らない氏名の記載を意味する「記名」に変更する。

(2) 学籍手続に係る保証人*の廃止

上記手続において保証人を求めないこととする。

*埼玉県立高等学校通則上は、民法上の「保証人」ではなく、生徒・保護者の身分上の保証をする者を指す。

(3) その他規程の整備

学校教育法施行規則及び高等学校通信教育規程の改正を踏まえ、規程の整備を行う。

学籍手続に係る保証人見直しの経緯

近年では、身寄りのない生徒・保護者が保証人を探ることが困難になる事例が増えつつある中で、文部科学省からも就学時に保証人を求めることについて見直しを促す通知が発出されている。（令和7年6月27日付け「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について(通知)」）

こうした状況を踏まえ、本県においても保証人の見直しを行うものである。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

その他規程の整備については公布の日から施行する。

改正案	現 行
<p>埼玉県立高等学校通則</p> <p>第一条～第十条 (略)</p> <p>(他の高等学校及び中等教育学校の後期課程における学習成果の単位認定)</p> <p>第十条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目 <u>又は総合的な探究の時間</u>の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、生徒が他の高等学校において一部の科目 <u>又は総合的な探究の時間</u>の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目 <u>又は総合的な探究の時間</u>の履修を許可することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第十条の三～第十八条 (略)</p> <p>(入学手続)</p> <p>第十九条 入学を許可された者に対し親権を行う者、若しくは親権を行う者のないときは未成年後見人（以下「保護者」という。）は、速やかに在学保証書（様式第三）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が成年者であるときは、当該入学を許可された者が、誓約書（様式第四）を校長に提出するものとする。</p> <p><u>(削る)</u> <u>(削る)</u></p> <p><u>3 保護者が死亡し、又は保護者に変更があつた</u>ときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。</p> <p><u>4 保護者又は生徒</u>が、転居又は氏名変更等をした場合には、保護者（生徒</p>	<p>埼玉県立高等学校通則</p> <p>第一条～第十条 (略)</p> <p>(他の高等学校及び中等教育学校の後期課程における学習成果の単位認定)</p> <p>第十条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第十条の三～第十八条 (略)</p> <p>(入学手続)</p> <p>第十九条 入学を許可された者に対し親権を行う者、若しくは親権を行う者のないときは未成年後見人（以下「保護者」という。）は、速やかに<u>保証人が連署した</u>在学保証書（様式第三）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が成年者であるときは、当該入学を許可された者が、<u>保証人の署名を得た</u>誓約書（様式第四）を校長に提出するものとする。</p> <p><u>3 前二項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。</u></p> <p><u>4 校長は、第一項又は第二項の保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。</u></p> <p><u>5 保護者若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第三項に規定する要件を欠くにいたつた</u>ときは、改めて在学保証書 <u>又は誓約書</u>を提出しなければならない。</p> <p><u>6 保護者、生徒又は保証人</u>が、転居又は氏名変更等をした場合には、保護</p>

が成年者であるときは、当該生徒。以下同じ。)は、速やかに校長に届け出なければならない。

(休学、復学及び退学)

第二十条 生徒が疾病その他やむを得ない事情によつて休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2・3 (略)

4 休学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

5 (略)

(転学及び転籍)

第二十一条 生徒がやむを得ない事情によつて転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2～5 (略)

(留学)

第二十一条の二 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 (略)

3 留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4・5 (略)

第二十二条～第二十九条 (略)

(通信制の課程と定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第三十条 定時制の課程を置く学校の校長は、当該定時制の課程の生徒が当該校長の定めるところにより、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)。

者(生徒が成年者であるときは、当該生徒。以下同じ。)は、速やかに校長に届け出なければならない。

(休学、復学及び退学)

第二十条 生徒が疾病その他やむを得ない事情によつて休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2・3 (略)

4 休学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

5 (略)

(転学及び転籍)

第二十一条 生徒がやむを得ない事情によつて転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2～5 (略)

(留学)

第二十一条の二 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 (略)

3 留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4・5 (略)

第二十二条～第二十九条 (略)

(通信制の課程と定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第三十条 定時制の課程を置く学校の校長は、当該定時制の課程の生徒が当該校長の定めるところにより、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)。

次項において同じ。)の通信制の課程において、一部の科目 又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位数を当該定時制の課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

2 通信制の課程を置く学校の校長は、当該通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより、高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目 又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位数を当該通信制の課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定又は高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号) 第十二条第一項若しくは第二項の規定により定時制の課程又は通信制の課程の生徒が、通信制の課程又は定時制の課程において一部の科目 又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目 又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く学校の校長は、当該生徒について一部の科目 又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

4 (略)

第三十一条・第三十二条 (略)

別表 (略)

様式第一・様式第二 (略)

次項において同じ。)の通信制の課程において、一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を当該定時制の課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

2 通信制の課程を置く学校の校長は、当該通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより、高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を当該通信制の課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定又は高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号) 第十一条第一項若しくは第二項の規定により定時制の課程又は通信制の課程の生徒が、通信制の課程又は定時制の課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 (略)

第三十一条・第三十二条 (略)

別表 (略)

様式第一・様式第二 (略)

様式第3（第19条関係）

在 学 保 証 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

現 住 所 _____

ふ り が な
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に記名するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____

上記生徒との関係 _____

ふ り が な
保 護 者 氏 名 _____

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2 保護者は、入学願書に記入した者とする。

様式第3（第19条関係）

在 学 保 証 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

現 住 所 _____
ふ り が な
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____

上記生徒との関係 _____

ふ り が な
保 護 者 氏 名 _____

生徒の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒及び保護者への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が身上の異動に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____

上記生徒との関係 _____

ふ り が な
保 証 人 氏 名 _____

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2 保護者は、入学願書に記入した者とする。
3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。
4 保証人は、在学保証書に定める事項を遵守するものであり、民法（明治29年法律第89号）第446条第1項の保証人ではない。

様式第4（第19条関係）

誓 約 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
ふ り が な
生 徒 氏 名 _____
年 月 日生 性別

(備考) 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

様式第4（第19条関係）

誓 約 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
ふ り が な
生 徒 氏 名 _____
年 月 日生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

1. 学則その他の諸規則の定めを守らせませす。
2. 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
3. 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させませす。

現 住 所 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な
保 証 人 氏 名 _____

(備考) 1. 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2. 保証人は、成年者であること。
3. 保証人は、誓約書に定める事項を遵守するものであり、民法（明治29年法律第89号）第446条第1項の保証人ではない。

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第十九条第一項中「保証人が連署した」を削り、同条第二項中「保証人の署名を得た」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第三項に規定する要件を欠くにいたつた」を「が死亡し、又は保護者に変更があつた」に改め、「又は誓約書」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「生徒又は保証人」を「又は生徒」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条第一項及び第四項、第二十一条第一項並びに第二十一条の二第一項及び第三項中「保証人が連署」を「共に記名」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加え、同条第三項中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第十二条第一項若しくは第二項」に改め、「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

様式第三を次のように改める。

様式第3（第19条関係）

在 学 保 証 書	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県立	高等学校長
現 住 所 _____	
ふ り が な 生 徒 氏 名 _____	
年 月 日 生 性 別 _____	
上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。	
記	
1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。	
2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。	
3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に記名するとともに、身上の異動を履行させます。	
現 住 所 _____	
上記生徒との関係 _____	
ふ り が な 保 護 者 氏 名 _____	

(備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2 保護者は、入学願書に記入した者とする。

様式第四を次のように改める。

様式第4（第19条関係）

誓 約 書	
年 月 日	
(宛先)	
埼玉県立	高等学校長
私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないことを誓います。	
現 住 所	_____
ふ り が な	_____
生 徒 氏 名	年 月 日 生 性別

(備考) 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項及び第二項の改正規定並びに第三十条第一項から第三項までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立高等学校通則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。